

新旧対比表 みずほダイレクト規定

条番号	現行	変更後
第1条第2項 (修正)	<p>(1) テレホンバンキング 残高照会、入出金明細照会、振込、振替、カードローン取引等。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) その他電話による取引 振込の組戻し、インターネット支店の定期預金の期日前解約・満期日解約ならびに外貨定期預金の満期日解約・満期日取扱方法変更、インターネット専用投資信託のスイッチング(乗換え)、住所変更申込等。</p>	<p>(1) テレホンバンキング 残高照会および入出金明細照会。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) その他電話による取引 振込の組戻し、インターネット支店の定期預金の期日前解約・満期日解約ならびに外貨定期預金の満期日解約・満期日取扱方法変更、インターネット専用投資信託のスイッチング(乗換え)、住所変更申込、その他当行所定の条件による当行所定の取引等。</p>
第3条第4項 (修正)	<p>(1) 当行所定の預金種類口座のうちお客さまが引出口座として指定する利用口座(以下、「引出口座」といいます。)よりお客さまが指定する金額を引き落とし、お客さまが指定する当行本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座宛に振込することができるサービスです。なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち一部の金融機関宛の振込については、取り扱いができない場合があります。</p>	<p>(1) 当行所定の預金種類口座のうちお客さまが引出口座として指定する利用口座(以下、「引出口座」といいます。)よりお客さまが指定する金額を引き落とし、お客さまが指定する当行本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座宛に振込をインターネットバンキングで行うことができるサービスです。なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち一部の金融機関宛の振込については、取り扱いができない場合があります。</p>
第3条第5項 (修正)	<p>引出口座より、お客さまが指定する金額を引き落とし、当行所定の預金種類口座のうちお客さまが入金口座として指定する利用口座に入金することができるサービスです。</p>	<p>引出口座より、お客さまが指定する金額を引き落とし、当行所定の預金種類口座のうちお客さまが入金口座として指定する利用口座に入金をインターネットバンキングで行うことができるサービスです。</p>
第3条第14項 (修正)	<p>(1) あらかじめ利用口座に登録されたカードローンの借入および返済をテレホンバンキング・インターネットバンキングで行うことができるサービスです。</p>	<p>(1) あらかじめ利用口座に登録されたカードローンの借入および返済をインターネットバンキングで行うことができるサービスです。</p>